

事業主 各位

福井労働局労働基準部長

改正特定化学物質障害予防規則に関する説明会の開催について

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、インジウム化合物等（主に薄型ディスプレイ等の透明電極材料等に使用されている）及びコバルト等（主に陶磁器の顔料等に使用されている）については、いずれも動物実験の結果がん原性が認められ、かつ、ヒトに対する発がん性のおそれが指摘されるなど、慢性障害のリスクが高いことが確認されたため、表示対象物質、特定化学物質に追加され、特定化学物質の管理第2類物質となります（平成25年1月1日施行）。

また、エチルベンゼン等（主に塗料等に使用されている）については、エチルベンゼンがヒトに対する発がん性のおそれが指摘される物である一方で、有機溶剤と同様に、溶剤として使用される実態があることから、それに応じた健康障害防止措置を規定するため、表示対象物質に追加され、塗装業務については特定化学物質の第2類物質の新たな類型として規定されます（平成25年1月1日施行）。

つきましては、下記のとおり、当該改正に係る説明会を開催することといたしましたので、御多忙中のところ恐縮ですが、参加いただきたくよろしくお願い申し上げます。

なお、参加される方の氏名につきましては、別紙により、あらかじめ福井労働局健康安全課あて御連絡いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 日時及び場所

福井会場：福井県中小企業産業大学校 大教室（福井市下六条 16-15）定員 100 名  
平成 24 年 12 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

若狭会場：J A 若狭 活性化センター（小浜市遠敷 8-8-1）定員 100 名  
平成 24 年 12 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 参加費 無料

3 内容

- （1）最近の労働安全衛生行政の課題について
- （2）改正特定化学物質障害予防規則等について
- （3）事業場外資源の利用促進について

## 改正特化則説明会 参加連絡票

福井労働局健康安全課 行き  
(FAX: 0776-21-6646)

## 1 参加会場

参加される会場に○印を御記入ください。

平成24年12月25日(火) 若狭会場 (JA若狭 活性化センター)	
平成24年12月26日(水) 福井会場 (福井県中小企業産業大学校 大教室)	

## 2 参加者氏名

参加される方の氏名を御記入ください。

氏 名	

※ 塗装業務を有する事業者の皆様へ

エチルベンゼンは、一般的に工業用キシレンの成分として含まれています。

参加にあたっては、あらかじめSDS(安全データシート)等により、溶剤に含まれるエチルベンゼンの含有率をお確かめください。